

第26回

定時株主総会 招集ご通知

開催
日時

2022年6月28日（火曜日）
午前10時00分（受付開始 午前9時30分）

開催
場所

東京都千代田区紀尾井町1番4号
東京ガーデンテラス紀尾井町
紀尾井タワー4階 紀尾井カンファレンス
セミナールームB

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、本株主総会につきましては、適切な感染防止策を実施させていただいた上での開催を予定しております。株主の皆様におかれましては、感染拡大防止の観点から、**株主様のご体調・健康状態に応じて、議決権行使書による議決権の事前行使をご検討いただきますようお願い申し上げます。**

また、ご来場の株主様へのお土産は廃止させていただいております。

何卒ご理解とご協力のほどよろしくお願い申し上げます。



パソコン・スマートフォン・タブレット
端末からもご覧いただけます。
また、議決権行使サイトにもリンク
しております。

<https://s.srdb.jp/6786/>



株式会社RVH

証券コード：6786

議決権行使のご案内

新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、本年の株主総会では、下記の事前の議決権行使の方法をご選択いただき、当日のご来場を見合わせいただきますようご理解、ご協力のほどお願い申し上げます。
後記の「株主総会参考書類」をご検討のうえ、行使くださいますようお願い申し上げます。

● 事前の議決権行使方法

インターネットで議決権を行使される場合

詳細は**3ページ**を
ご参照ください



スマートフォンによる
行使方法

※QRコード読み取りの「スマート行使」による
議決権行使は1回に限り可能です。

詳細は**4ページ**を
ご参照ください



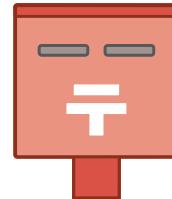
パソコン等による
行使方法

行使期限

2022年6月27日(月曜日)
午後5時45分入力分まで

書面で議決権を行使される場合

詳細は**2ページ**を
ご参照ください



ご郵送

行使期限

2022年6月27日(月曜日)
午後5時45分到着分まで

株主各位

証券コード 6786

2022年6月13日

東京都港区赤坂二丁目13番5号

株式会社 R V H

代表取締役社長 和田 佑一

第26回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第26回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、当日のご出席に代えて、書面またはインターネットによって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙または議決権行使ウェブサイト (<https://www.web54.net>) にて議案に対する賛否をご表示いただき、2022年6月27日(月曜日)午後5時45分までに議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

敬具

記

1 日 時	2022年6月28日(火曜日)午前10時(受付開始:午前9時30分)
2 場 所	東京都千代田区紀尾井町1-4 東京ガーデンテラス紀尾井町 紀尾井タワー4階 紀尾井カンファレンス セミナールームB
3 目的事項	<p>報告事項</p> <p>1. 第26期(2021年4月1日から2022年3月31日まで) 事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件</p> <p>2. 第26期(2021年4月1日から2022年3月31日まで) 計算書類報告の件</p> <p>決議事項</p> <p>第1号議案 定款一部変更の件 第2号議案 取締役1名選任の件 第3号議案 監査役1名選任の件 第4号議案 補欠監査役1名選任の件 第5号議案 会計監査人選任の件</p>
4 議決権行使等についてのご案内	<p>左頁に記載のご案内をご参照ください。</p> <p>また、インターネットによる議決権行使の詳細につきましては3ページをご参照ください。</p>

以上

- 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- 事業報告、計算書類及び連結計算書類並びに株主総会参考書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト(アドレス <http://rvh.jp>)に掲載させていただきます。
- 本株主総会招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、次の事項につきましては、法令及び定款第17条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載しておりますので、本招集ご通知の提供書面には記載しておりません。したがって、本招集ご通知の提供書面は、監査報告を作成するに際し、監査役及び会計監査人が監査をした書類の一部であります。

- | | | |
|-------------------------------|-----------------|---------------|
| 1. 主要な拠点 | 4. 連結株主資本等変動計算書 | 7. 計算書類の個別注記表 |
| 2. 主要な借入先の状況 | 5. 連結計算書類の連結注記表 | |
| 3. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況 | 6. 株主資本等変動計算書 | |

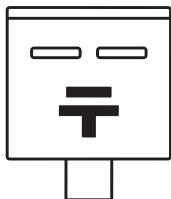
当社ウェブサイト (<http://rvh.jp>)

議決権行使についてのご案内

議決権は、以下の3つの方法により行使いただくことができます。

後記の「株主総会参考書類」をご検討のうえ、行使くださいますようお願い申し上げます。

TYPE 1. 当日ご出席いただかない株主様



書面で議決権を行使される場合

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、切手を貼らずにご投函ください。なお、各議案につき賛否の表示をされない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。

行使期限 2022年6月27日（月曜日）午後5時45分到着分まで

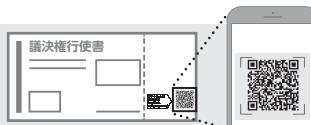


インターネットで議決権を行使される場合

スマートフォン、パソコン等の端末から「議決権行使ウェブサイト」にアクセスしていただき、画面の案内に従って、議案に対する賛否をご入力ください。詳細は3ページの「インターネットによる議決権行使のご案内」をご参照ください。

行使期限 2022年6月27日（月曜日）午後5時45分まで

スマートフォンでの議決権行使は「スマート行使」をご利用ください



詳細は次のページへ

TYPE 2. 当日ご出席いただける株主様



株主総会にご出席される場合

議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

また資源節約のため、この「招集ご通知」をご持参くださいますようお願い申し上げます。

日 時 2022年6月28日（火曜日）午前10時（受付開始：午前9時30分）

場 所 東京ガーデンテラス紀尾井町 紀尾井タワー4階
紀尾井カンファレンス セミナールームB
東京都千代田区紀尾井町1-4

- 書面とインターネットにより、二重に議決権を行使された場合は、インターネットによるものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネットによって複数回議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。
- 議決権行使サイトをご利用いただく際のインターネットに関する費用（接続料金、通信料金等）は、株主様のご負担となります。
- インターネットのご利用環境、ご加入のサービスやご使用の機種によっては、ご利用いただけない場合があります。

インターネットによる議決権行使のご案内

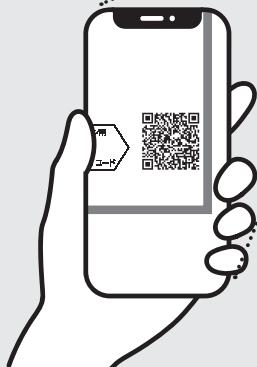
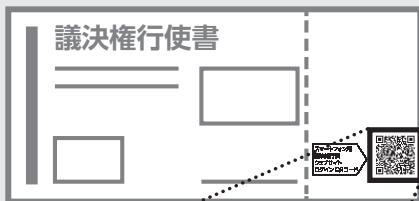
議決権行使期限 2022年6月27日（月曜日）午後5時45分まで

スマートフォンによる行使方法

「スマート行使」により、「議決権行使コード」及び「パスワード」の入力が不要となります。

1 「スマート行使」へアクセスする
同封の議決権行使書用紙に記載されたQRコードを読み取る

※QRコードは、株式会社デンソーウェブの登録商標です。



2 議案の賛否を選ぶ
画面の案内に従って議案の賛否を選択

A 会社提案に「賛成」する

B 議案詳細を確認したうえで、個別の候補者の賛否を判断する

画面の案内に従って行使完了です。



「スマート行使」による議決権行使は1回に限り可能です。

一度議決権を行使した後で行使内容を変更される場合には、4ページ「パソコン等による行使方法」より行使をお願いいたします。再度QRコードを読み取っていただくと、議決権行使ウェブサイトへアクセスできます。

パソコン等による行使方法

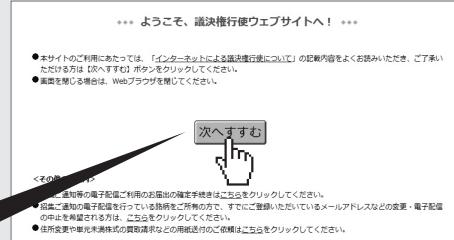
「議決権行使コード」及び「パスワード」の入力により、ウェブサイトへログインします。

1 議決権行使ウェブサイトへアクセスする

<https://www.web54.net/>

「次へすすむ」をクリック

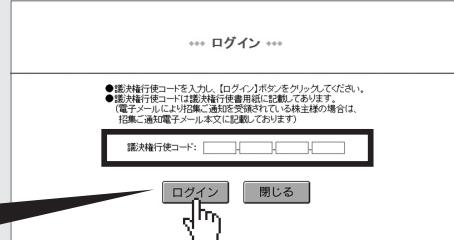
クリック



2 ログインする

お手元の議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」を入力し、「ログイン」をクリック

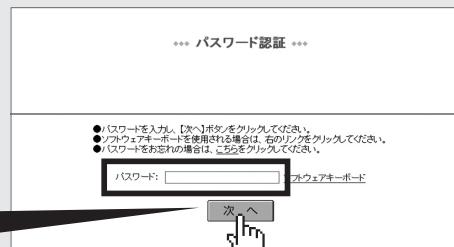
クリック



3 パスワードを入力する

お手元の議決権行使書用紙に記載された「パスワード」を入力し、「次へ」をクリック

クリック



以降は画面の指示に従って議案に対する賛否をご入力ください。

議決権行使ウェブサイトのご利用に関するお問い合わせ

三井住友信託銀行株式会社
証券代行ウェブサポート専用ダイヤル

 0120-652-031

(午前9時～午後9時)

株主総会参考書類

第1号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する株主総会資料の電子提供制度の施行日が2022年9月1日とされたことに伴い、株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる旨および書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定することができる旨を設けるものであります。

また、現行の株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定は不要となるため、これを削除するとともに、これらの変更に伴う効力発生日等に関する附則を設けるものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現 行 提 案	変 更 案
<p>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</p> <p>第17条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p>	<p>(削除)</p>
<p>(新設)</p>	<p>(電子提供措置等)</p> <p>第17条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、<u>電子提供措置をとるものとする。</u></p> <p>2 当社は、<u>電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</u></p>

現 行 提 案	変 更 案
(新設)	<p>(附則)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. <u>変更前定款第17条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の削除および変更後定款第17条（電子提供措置等）の新設は、2022年9月1日から効力を生ずるものとする。</u> 2. <u>前項の規定にかかわらず、2023年2月末日までの日を株主総会の日とする株主総会については、変更前定款第17条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）はなお効力を有する。</u> 3. <u>本附則は、2023年3月1日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</u>

第2号議案

取締役1名選任の件

本総会の終結の時をもって、取締役 和田佑一が辞任により退任いたしますので、新たに取締役1名の選任をお願いするものであります。なお、候補者は退任取締役の補欠として選任される取締役であるため、取締役候補者が選任された場合の任期は、当社定款の定めにより、在任取締役の任期の満了する時までとなります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

かね こ よう すけ
金子 洋 祐

(1976年6月14日生)

所有する当社の株式数…………… 0株

【略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）】

新任

1999年4月 日本通運株式会社 入社

社外

2005年6月 株式会社エーケー・グローバル・エージェント 入社

独立

2017年5月 トラロックエンターテインメント株式会社 顧問就任（現任）

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割

同氏は、企業経営者として経営に関与された経験はありませんが、事業会社の管理部門における豊富な経験を有しており、実践的な視点から客観的に当社の経営に関する適切な助言をいただけると判断したことから、新たに社外取締役候補者といたしました。

- (注) 1. 金子洋祐氏と当社との間には特別の利害関係はありません。
 2. 金子洋祐氏は、社外取締役候補者であります。
 3. 金子洋祐氏の選任が承認された場合には、同氏との間で会社法第427条第1項の規定による責任限定契約を締結する予定であります。その契約に基づく賠償の限度額は、法令で定める責任限度額としております。
 4. 本総会で金子洋祐氏の選任が承認された場合、当社は、同氏を東京証券取引所が定める独立役員として同取引所に届け出る予定です。
 5. 当社は、取締役全員を被保険者とする役員等賠償責任保険契約を締結しており、被保険者である取締役がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害が補填されます。なお、候補者が取締役に就任した場合は、当該保険契約の被保険者となり、任期中途に当該保険契約を更新する予定であります。

第3号議案

監査役1名選任の件

本総会の終結の時をもって、監査役 益田倫孝が辞任により退任いたしますので、新たに監査役1名の選任をお願いするものであります。なお、候補者は退任監査役の補欠として選任される監査役であるため、監査役候補者が選任された場合の任期は、当社定款の定めにより、在任監査役の任期の満了する時までとなります。

また、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

^{まつ}^{ざき}^{ひさ}^{よし}
松 崎 久 佳 (1960年10月2日生)

所有する当社の株式数…………… 0株

新任

社外

独立

【略歴及び当社における地位（重要な兼職の状況）】

1979年4月 東京国税局採用
1993年7月 東京国税局 課税二部資料調査1課 実査官
2011年7月 新宿税務署 法人課税5部門 統括国税調査官
2012年7月 渋谷税務署 法人課税6部門 統括国税調査官
2014年7月 板橋税務署 法人課税1部門 統括国税調査官
2016年7月 芝税務署 特別国税調査官
2017年7月 四谷税務署 特別国税調査官
2019年7月 立川税務署 特別国税調査官

社外監査役候補者とした理由

同氏は、企業経営に直接関与された経験はありませんが、国税局や税務署等での税務に関する豊富な経験と高度かつ専門的な知見を有しており、それらの経験及び知識を当社の監査体制に生かしていただけると判断したことから、新たに社外監査役候補者となりました。

- (注) 1. 松崎久佳氏と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 松崎久佳氏は、社外監査役候補者であります。
3. 松崎久佳氏が監査役に就任した場合には、同氏との間で会社法第427条第1項の規定による責任限定契約を締結する予定であります。その契約に基づく賠償の限度額は、法令で定める責任限度額としております。
4. 松崎久佳氏は、株式会社東京証券取引所が定める独立役員要件を満たしております。
5. 当社は、監査役全員を被保険者とする役員等賠償責任保険契約を締結しており、被保険者である監査役がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害が補填されます。なお、候補者が監査役に就任した場合は、当該保険契約の被保険者となり、任期中中に当該保険契約を更新する予定であります。

第4号議案

補欠監査役1名選任の件

法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠監査役1名の選任をお願いするものであります。なお、本議案における選任の効力は、就任前に限り、監査役会の同意の上、取締役会の決議によりその選任を取り消すことができるものとさせていただきます。

また、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は、次のとおりであります。

<small>もろ</small> <small>ほし</small> 諸星	<small>ゆう</small> <small>すけ</small> 佑輔	(1977年4月1日生)	所有する当社の株式数……………	0株
---	---	--------------	-----------------	----

[略歴及び当社における地位(重要な兼職の状況)]

1999年7月 吉田耕一税理士事務所入所
 2000年3月 和光管理サービス株式会社
 (現 株式会社和光) 入社
 2005年5月 MA & P 税理士法人入社
 2012年2月 T R A D 税理士法人入社(現任)

補欠の社外監査役候補者とした理由

同氏は、直接企業経営に関与された経験はありませんが、税理士事務所での豊富な経験等を当社の監査体制に反映していただけるものと判断し、補欠の社外監査役候補者といたしました。

- (注) 1. 諸星佑輔氏と当社との間には特別の利害関係はありません。
 2. 諸星佑輔氏は、補欠の社外監査役候補者であります。
 3. 諸星佑輔氏が監査役に就任した場合には、同氏との間で会社法第427条第1項の規定による責任限定契約を締結する予定であります。その契約に基づく賠償の限度額は、法令で定める責任限度額としております。
 4. 諸星佑輔氏は、株式会社東京証券取引所が定める独立役員要件を満たしております。
 5. 当社は、監査役全員を被保険者とする役員等賠償責任保険契約を締結しており、被保険者である監査役がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害が補填されます。なお、候補者が監査役に就任した場合は、当該保険契約の被保険者となり、任期中に当該保険契約を更新する予定であります。

第5号議案**会計監査人選任の件**

当社の会計監査人であるHLB Meisei有限責任監査法人は、本総会終結の時をもって任期満了により退任されますので、監査役会の決定に基づき、新たに会計監査人の選任をお願いするものであります。なお、監査役会が霞友有限責任監査法人を会計監査人とした理由は現在の会計監査人の監査継続年数を考慮し、新たな視点での監査が期待できることに加え、監査法人としての独立性、専門性、品質管理体制および監査報酬等を総合的に勘案した結果、当社の会計監査人として適任と判断したためであります。

会計監査人候補者は、次のとおりであります。

名	称	霞友有限責任監査法人	
事	務	所	主たる事務所 東京都新宿区西新宿7丁目11番18号 711ビル4階
沿	革	1984年6月 霞友監査法人設立 1990年10月 本部事務所を東京事務所に移転 2010年1月 有限責任監査法人に移行し、霞友有限責任監査法人へと名称変更	
概	要	資本金 11,000,000円 社員（公認会計士）7名 関与法人 18法人	

(2022年3月31日現在)

以 上

提供書面

事業報告 (2021年4月1日から2022年3月31日まで)

1 企業集団の現況

(1) 当連結会計年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当連結会計年度における我が国経済は、昨年に引き続き長引く新型コロナウイルス感染症による厳しい状況が残る中で不安定な推移となりました。国内においては社会全体で徹底した新型コロナ感染防止対策が行われ、ワクチン接種が促進されたこと等により、昨年9月末には緊急事態宣言が全面解除され、10月以降は新規感染者が急速に減少するなど若干の落ち着きを見せる兆しも見受けられましたが、年末にかけては新型コロナウイルス感染症の変異株であるオミクロン株の世界的な再拡大により、依然として新型コロナウイルス感染症の収束は見通せず、また、2月にはウクライナ情勢の変化により原油価格や原材料価格の高騰、為替の影響による輸入物価の上昇が起こり、国民の生活に大きな影響を与えるなど、依然として景気は先行き不透明な状況が続いております。

当社グループの主要事業が属する情報サービス産業においては、こうしたコロナ禍の状況を背景に企業における働き方のデジタルトランスフォーメーション（DX）化などDXへの流れが加速し、テレワークをはじめとした柔軟な働き方に対応した労働環境の整備が推進されるなどあらゆる領域でのデジタル化が推進されておりますが、一方で世界的な半導体等の部材の価格高騰が続くなど、不透明な状況も続いております。

このような状況のもと、当社グループは、従業員の健康及び事業の継続・拡大を図るため、オフィス内の勤務環境の整備、リモートを活用した在宅勤務による出社人数の制限、出社時間の分散などの勤務体制の見直しを行い、当社グループ内での徹底した新型コロナ感染症の防止対策に努めて参りました。

システム開発事業領域においても、様々な技術革新に対応し、顧客満足度の高いサービスを提供することで、業容の拡大及び業績の改善を図るべく、新規顧客に対する営業力の強化及び技術者採用活動の強化に積極的に取り組んで参りました。また、グループ各社のシナジー効果を最大限活用するために、グループ内の人材配置の最適化及び組織体制の強化を図るとともに、従業員のモチベーション向上を図るための人材制度改革に取り組んで参りました。

一方、当社グループのより強固な収益基盤の確立のため、美容関連事業の推進を目的として、2021年4月に株式会社G l o t u sを設立しました。同社は、まつ毛エクステンションの施術サービスを行うアイラッシュサロン「F L A S H」の運営、化粧品・健康食品等の販売を主な事業目的としており、2021年8月には「F L A S H」の旗艦店として池袋東口店をオープンするとともに、積極的なマーケティング活動を展開し、売上規模拡大に向けた取り組みを推進して参りました。中長期的には「F L A S H」のフランチャイズ展開に向けた取り組みを開始する予定であります。

当連結会計年度の経営成績は、売上高1,225,685千円(前年同期比16.8%減)、営業損失144,988千円(前年同期は営業損失177,162千円)、経常損失108,315千円(前年同期は経常損失100,057千円)、税金等調整前当期純損失95,322千円(前年同期は税金等調整前当期純損失2,429,978千円)、そして親会社株主に帰属する当期純損失119,542千円(前年同期は親会社株主に帰属する当期純損失5,449,412千円)となりました。

なお、当社グループの報告セグメントは、従来「システム開発」と「WEBサービス」の2つに区分して報告していましたが、当連結会計年度より「システム開発」の単一セグメントに変更しております。

「システム開発」は、ITシステムや組込システム、業務システム等の受託開発、システムエンジニアリングやバックオフィスに関する人材派遣、PCデータ消去・リサイクル、医用画像表示ソフトウェアの販売等を行っております。当該事業は、主に「人材派遣サービス及びシステム開発部門」と「受託開発事業及び産業用グラフィックス部門」から構成されておりますが、各々の事業内容及び経営成績は以下のとおりであります。

1) 人材派遣サービス及びシステム開発部門

人材派遣サービス部門は、システムエンジニアリング及びバックオフィス関連業務等の専門性の高い業務に対応できる人材を派遣し、業務の最適化・効率化に貢献するサービスとなります。

システム開発部門は、ハード・ソフトの調達を含めたシステム構築により企業のIT関連をトータルにサポートし、顧客の業務効率化・コスト削減に貢献するために付加価値の高いサービスをワンストップで提供するサービスとなります。

上記以外にも、廃棄パソコンの買取りやサーバーのHDDデータの消去、パソコン本体及び周辺機器のリサイクルなど法人向けのリサイクルサービスを提供しております。

当連結会計年度においては、新型コロナウイルス感染症の影響によるテレワークの普及等を原因として、業務の自動化や効率化、環境整備等の業務改善に係る案件の需要が増加し、人材派遣サービス部門において既存顧客に対する安定的な受注が継続したこと、システム開発部門において外注先の見直しを行い売上原価が抑制されたこと、中古PC相場の高騰によりパソコンデータ消去・リサイクルに関する収益が増加したこと、テレワーク体制の定着に伴い通勤費等の経費が削減されたこと等により、大幅な増収増益で推移いたしました。

2) 受託開発及び産業用グラフィックス部門

受託開発部門は、プリンターや通信機器等の組込システム・各種業務システム・健診システム等の受託開発、ポータルWEBサイト構築・サーバー環境設計／構築／運用／保守・簡易外観検査装置等の受託開発を行っております。

産業用グラフィックス部門は、医療機関で使われる画像参照用モニタの調整や品質管理を行うソフトウェアである「FVT-air」を、当社独自のモニタソリューションとして全国の大小様々な医療機関に導入頂けるよう営業を推進しております。

当連結会計年度においては、前年度において全般的に抑制傾向にあった顧客企業のIT投資が徐々に再開される傾向となったことにより、受託開発部門において既存顧客に対する契約獲得が安定的に推移したこと、開発要員の一部内製化により収益性が向上したこと、在宅勤務体制の定着により従業員のモチベーション及び業務効率が向上したこと等により、大幅な増収増益で推移いたしました。

また、産業用グラフィックス部門では、新型コロナウイルス感染症の影響等により、病院・クリニック等への立入りが制限されたこと等から新規営業活動が一部停滞したものの、既存顧客への販売活動の推進により利益

面では堅調に推移いたしました。

これらの結果、システム開発セグメントの上記 1) 人材派遣サービス及びシステム開発部門、2) 受託開発及び産業用グラフィックス部門に関わる業績（内部取引消去前）を示すと、売上高は1,202,645千円（前年同期比12.6%増）となり、営業利益は67,479千円（前年同期比555.3%増）となりました。

② 設備投資の状況

当連結会計年度において、当社グループの設備投資の総額は9,790千円であり、その主なものは新規出店に伴う店舗の設備工事等であります。

③ 資金調達の状況

該当事項はありません。

④ 他の会社の株式等の取得その他企業再編の状況

該当事項はありません。

(2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

区分		第23期	第24期	第25期	第26期
		自 2018年4月1日 至 2019年3月31日	自 2019年4月1日 至 2020年3月31日	自 2020年4月1日 至 2021年3月31日	自 2021年4月1日 至 2022年3月31日
売上高	(千円)	58,740,924	54,523,892	1,474,009	1,225,685
営業損失	(千円)	△942,995	△341,695	△177,162	△144,988
経常損失	(千円)	△1,004,479	△26,241	△100,057	△108,315
税金等調整前当期純損失	(千円)	△2,371,612	△3,298,496	△2,429,978	△95,322
親会社株主に帰属する当期純損失	(千円)	△3,539,558	△1,625,392	△5,449,412	△119,542
1株当たり当期純損失		△183円11銭	△84円09銭	△281円92銭	△6円06銭
総資産	(千円)	78,511,438	78,875,611	2,592,340	1,886,688
純資産	(千円)	8,695,609	7,104,865	1,653,370	1,588,127

(3) 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の議決権比率	主要な事業内容
株式会社上武	42,500千円	100.0%	ソフトウェア開発、人材派遣事業、PCデータ 消去
株式会社ソアシステム	12,000千円	100.0%	組込機器及びソフトウェアの開発、サーバ構 築・運用保守
他、連結子会社2社	—	—	—

- (注) 1. 当社の議決権比率は直接所有であります。
2. 当事業年度において特定完全子会社はありません。

(4) 対処すべき課題

当社は、当社グループ各事業の更なる事業基盤の強化とシナジーの最大化を通じて持続的な成長を果たし、企業価値を向上させるため、以下の事項を主な経営課題として取り組んでまいります。

1. 既存事業の強化

既存事業における収益体質の強化を図るため、各事業が有するノウハウ、技術、サービス等の営業資産の活用による売上高の増加及びグループ内の人的資源の最適配分や積極的な内製化の推進による各事業の抜本的なコスト構造改革を実施するとともに、優秀な人材の確保・育成や、柔軟で多様な発想や価値観を持つ人材の活用による企業の活性化のためダイバーシティ経営を推進し、より強固な組織体制の構築に努めてまいります。

2. 新規事業領域への進出

当社グループが企業価値を向上し安定的な成長を続けるためには、既存事業に加え、新規事業領域への進出が重要な課題であると認識しております。当社グループでは、グループ各社の顧客基盤、営業基盤の共有、技術・サービスの相互支援や、協力会社とのアライアンス、積極的なM&A展開による各事業の周辺領域の獲得を通じて事業多角展開等を進め、新規ビジネスの拡大に努めてまいります。

3. 内部管理体制の強化

当社グループが継続的な成長を続けることができる企業体質の確立に向けて、コーポレート・ガバナンスと内部管理体制の更なる強化が対処すべき重要な課題の一つと認識しております。当社はこれまで、当社グループ各社の業容規模に応じた内部管理体制を確立してまいりましたが、今後につきましても、ステークホルダーに対して経営の適切性や健全性を確保し、更なる持続的かつ健全な成長を図るため、引き続きコーポレート・ガバナンス及び内部管理体制の強化に取り組み、グループ全体の業務の適正を確保するための体制を整備してまいります。

4. ダイバーシティ経営の推進

当社グループは、ひとりひとりが能力を最大限に発揮するための働き方改革と、国籍・性別・性的指向・年齢・障がいの有無等の人材の多様性を尊重し、様々な視点や考え方を事業活動に取り入れ組織全体の競争力を高めるダイバーシティ経営の推進が、当社グループの成長に必要な不可欠であるとの認識の下、多様な人材が活躍できる環境の整備を通じて、企業グループとして持続的な成長の実現を目指してまいります。

5. 利益配分に関する基本方針及び当期・次期の配当

当社は、株主に対する利益還元を重要な経営課題として認識しております。利益配当につきましては、企業体質の強化と今後の積極的な事業展開に備えるため、内部留保を充実させることを勘案しながら、各期の業績を考慮して決定することを基本方針としております。

当期の配当につきましては、今後の事業展開に備え、内部留保を充実させる必要があることから、誠に遺憾ながら無配とさせていただきますたく存じます。

なお、内部留保資金につきましては、今後予想される経営環境の変化に対応できる経営体制の強化及び既存事業の拡大、新規事業領域への参入を意図するM&A戦略等に有効に投資し、将来的な株主価値の向上を目指していく所存であります。

(5) 主要な事業内容 (2022年3月31日現在)

事業区分	事業内容
システム開発	・ 組込系システムの受託開発、サーバ構築・運用・保守 ・ 業務系システム開発に関するITサポート、人材派遣 ・ 医用画像表示ソフトウェアの販売

(6) 使用人の状況 (2022年3月31日現在)

企業集団の使用人の状況

事業区分	使用人数	前連結会計年度末比増減
システム開発	136名	5名増
その他	10名	10名増
全社（共通）	6名	2名増
合 計	152名	17名増

- (注) 1. 使用人数は、就業人員（グループ外から当社グループへの出向者を含む。）であります。
2. その他の使用人数は、アイラッシュサロン運営に係る部門の所属人数であります。
3. 全社（共通）の使用人数は、特定の事業に区分できない当社管理部門の所属人数であります。

(7) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2 会社の現況

(1) 株式の状況 (2022年3月31日現在)

- | | |
|---------------|-------------|
| ① 発行可能株式総数 | 67,700,000株 |
| ② 発行済株式の総数 | 20,100,560株 |
| ③ 株主数 | 6,992名 |
| ④ 大株主 (上位10名) | |

株主名	持株数 (株)	持株比率 (%)
株式会社SEED	1,420,000	7.06
株式会社SPV2号	1,196,500	5.95
株式会社ユーキトラスト	1,130,000	5.62
奥条 瑳京	900,000	4.48
株式会社SBI証券	816,100	4.06
株式会社アドマンクリエイティブ	600,000	2.99
齋藤 真吾	575,900	2.87
楽天証券株式会社	494,000	2.46
丸谷商事株式会社	365,800	1.82
佐藤 安博	251,600	1.25

(注) 持株比率は自己株式 (600株) を控除して計算しております。

(2) 新株予約権等の状況

- ① 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況
該当事項はありません。
- ② 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況
該当事項はありません。
- ③ その他新株予約権等の状況
・ 2021年9月14日開催の取締役会決議に基づき発行した新株予約権

新株予約権の総数	14,493個
新株予約権の目的である株式の種類と数	普通株式 1,449,300株 (新株予約権1個につき100株)
新株予約権の払込金額	新株予約権1個当たり97円
新株予約権の払込期日	2021年9月30日
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	1株につき 69円
新株予約権の行使期間	2021年9月30日から2022年9月29日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金	本新株予約権の行使により当社普通株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算定される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし（計算の結果1円未満の端数が生じる場合はその端数を切上げた額とする。）、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額を増加する資本準備金の額とする。
新株予約権の行使の条件	本新株予約権の一部行使はできない。
割当先	第三者割当の方法により、発行した新株予約権の総数を株式会社S E E Dに割当てた。

(3) 会社役員 の 状況

① 取締役及び監査役の状況（2022年3月31日現在）

地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	和田 佑一	株式会社上武 代表取締役 株式会社ソアーシステム 取締役
取締役	荻野 善之	
取締役	大久保 治彦	日本橋かさがら町法律事務所 所長
常勤監査役	益田 倫孝	株式会社上武 監査役 株式会社ソアーシステム 監査役
監査役	稲嶺 和盛	東京M&Aコンサルティング株式会社 代表取締役
監査役	小菅 章太郎	小菅章太郎税理士事務所 所長 OPコンサルティング株式会社 代表取締役

- (注) 1. 取締役荻野善之氏、大久保治彦氏は、社外取締役であります。
 2. 監査役稲嶺和盛氏、小菅章太郎氏は、社外監査役であります。
 3. 監査役小菅章太郎氏は、税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
 4. 当社は、社外取締役及び社外監査役の全員を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

② 事業年度中に退任した取締役

地位	氏名	退任日	退任事由	退任時の地位・担当及び重要な兼職の状況
取締役	猪俣 秀行	2021年6月23日	任期満了	株式会社リード 代表取締役社長 株式会社ネクストステージ 取締役

③ 当事業年度に係る取締役および監査役の報酬等の額

1. 取締役の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針の内容及び決定方法
 当社の取締役の報酬は、金銭による月例の固定報酬のみで構成されております。報酬の金額は、役員
 の経営に対する責任の大きさ、培った経験、知見、専門知識を基本部分として、当社業績水準、業績へ
 の寄与度、社会情勢等を勘案して支給額を決定するものとしております。

2. 取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

当社の取締役の金銭報酬の額は、1997年6月23日開催の第1回定時株主総会において年額100百万円以内と決議されております（使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない）。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は3名です。

監査役の金銭報酬の額は、1997年6月23日開催の第1回定時株主総会において年額30百万円以内と決議しております。当該定時株主総会終結時点の監査役の員数は3名です。

3. 取締役の個人別の報酬等の内容の決定に関する事項

当社の取締役の個人別の報酬の内容は、2021年2月25日開催の取締役会において決議いたしました決定方針に従い、取締役会から委任を受けた代表取締役社長 和田佑一がその具体的内容を決定するものとしております。代表取締役社長に委任した理由は、当社全体の業績を勘案しつつ各取締役の職務の評価を行うには代表取締役が最も適任であると判断したためであります。代表取締役社長は、社外取締役による決定方針との整合性等の検討結果を踏まえた見解を尊重した上で、株主総会で決議された報酬総額の範囲内において取締役の個人別の報酬の内容を決定するものとしております。当事業年度に係る取締役の個人別の報酬は、これらの手続きを経て決定されていることから、取締役会はその内容が決定方針に沿うものであり、相当であると判断しております。

当社は、取締役の報酬について任意の委員会等は設置しておりませんが、報酬制度の設計については必要に応じて取締役会にて見直しを行うこととしており、当社の機関構成の状況に鑑み、現時点では現在の体制が適切であると判断しております。

4. 取締役および監査役の報酬等の額

役員区分	報酬等の 総額 (千円)	報酬等の種類別の総額(千円)			対象となる 役員の員数 (人)
		基本報酬	業績連動 報酬等	非金銭 報酬等	
取締役 (うち社外取締役)	10,350 (4,050)	10,350 (4,050)	—	—	4 (3)
監査役 (うち社外監査役)	7,200 (4,200)	7,200 (4,200)	—	—	3 (2)

(注) 業績連動報酬等及び非金銭報酬等は支給せず、金銭による固定報酬が個人別の報酬等の全部を占めるものとしております。

④ 責任限定契約の内容の概要

当社は、各社外役員との間で会社法第427条第1項の規定による責任限定契約を締結しております。その契約に基づく賠償の限度額は、法令で定める責任限度額としております。

⑤ 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。保険料は原則として当社が全額負担しており、被保険者である当社取締役及び監査役がその職務の執行に関し責任を負うことまたは当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害が補填されます。但し、故意または重過失に起因する損害賠償請求は当該保険契約により補填されないなど一定の免責事由があります。

⑥ 社外役員に関する事項

イ. 重要な兼職先と当社との関係

地位	氏名	兼職先と当社との関係
取締役	大久保 治 彦	大久保治彦氏は、日本橋かきがら町法律事務所の所長を兼務しております。当社と日本橋かきがら町法律事務所との間に特別な関係はありません。
監査役	稲 嶺 和 盛	稲嶺和盛氏は、東京M&Aコンサルティング株式会社の代表取締役を兼務しております。当社と東京M&Aコンサルティング株式会社との間に特別な関係はありません。
監査役	小 菅 章太郎	小菅章太郎氏は、小菅章太郎税理士事務所の所長及びOPコンサルティング株式会社の代表取締役を兼務しております。当社と小菅章太郎税理士事務所及びOPコンサルティング株式会社との間に特別な関係はありません。

ロ. 当事業年度における主な活動状況

地位	氏名	主な活動状況と 社外役員が果たすことが期待される役割に関して行った職務の概要
取締役	荻 野 善 之	取締役会の全てに出席し、経営者としての豊富な経験や見識に基づき適宜発言を行い、経営の重要事項の決定及び業務執行に対する監督など適切な役割を果たしております。
取締役	大久保 治 彦	社外取締役就任後に開催された取締役会の全てに出席し、弁護士としての企業法務に関する経験と専門知識を活かして適宜発言を行っております。
監査役	稲 嶺 和 盛	取締役会及び監査役会のほぼ全てに出席し、財務経理、経営管理全般に関する幅広い経験と見識を活かして適宜発言を行っております。
監査役	小 菅 章太郎	取締役会及び監査役会の全てに出席し、税理士としての税務分野における高度な専門知識と豊富な経験を活かして適宜発言を行っております。

(4) 会計監査人の状況

① 名称 HLB Meisei有限責任監査法人

② 報酬等の額

	支払額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	14,325千円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	14,325千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積の算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行った上で、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

③ 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められる場合、監査役会は、監査役全員の同意により解任いたします。

また、上記の場合のほか、会計監査人の適格性、独立性等により職務の遂行に支障があると認められる場合、監査役会は、会計監査人の不再任を株主総会に提案することを決定いたします。

連結計算書類

連結貸借対照表

(単位：千円)

科目	第26期 2022年3月31日現在	(ご参考) 第25期 2021年3月31日現在
資産の部		
流動資産	1,727,868	1,427,914
現金及び預金	1,039,943	930,536
受取手形及び売掛金	225,335	194,618
商品及び製品	6,905	6,808
仕掛品	649	3,030
原材料及び貯蔵品	32	40
短期貸付金	131,074	265,111
未収還付法人税等	282,497	—
その他の流動資産	41,430	27,768
固定資産	158,820	1,164,425
有形固定資産	13,844	7,720
建物及び構築物	9,895	3,416
機械装置及び運搬具	1,902	2,128
工具器具及び備品	2,046	2,175
無形固定資産	6,744	10,204
その他の無形固定資産	6,744	10,204
投資その他の資産	138,231	1,146,499
投資有価証券	54,434	49,346
長期貸付金	25,744	1,060,542
繰延税金資産	3,730	654
その他の投資等	66,261	47,894
貸倒引当金	△11,939	△11,939
資産合計	1,886,688	2,592,340

科目	第26期 2022年3月31日現在	(ご参考) 第25期 2021年3月31日現在
負債の部		
流動負債	180,090	811,950
支払手形及び買掛金	20,380	7,358
短期借入金	10,000	10,000
未払法人税等	12,525	647,588
賞与引当金	19,648	5,492
その他の流動負債	117,535	141,511
固定負債	118,471	127,018
長期借入金	101,432	118,908
退職給付に係る負債	1,904	1,798
その他の固定負債	15,134	6,312
負債合計	298,561	938,969
純資産の部		
株主資本	1,580,931	1,650,423
資本金	1,703,719	1,678,694
資本剰余金	7,545,389	7,520,364
利益剰余金	△7,667,810	△7,548,267
自己株式	△367	△367
その他の包括利益累計額	5,790	2,946
その他有価証券評価差額金	5,790	2,946
新株予約権	1,405	—
純資産合計	1,588,127	1,653,370
負債・純資産合計	1,886,688	2,592,340

連結損益計算書

(単位：千円)

科目	第26期	(ご参考) 第25期
	2021年4月1日から 2022年3月31日まで	2020年4月1日から 2021年3月31日まで
売上高	1,225,685	1,474,009
売上原価	941,009	1,176,258
売上総利益	284,675	297,750
販売費及び一般管理費	429,664	474,913
営業損失 (△)	△144,988	△177,162
営業外収益	38,766	83,464
受取利息	20,841	55,087
受取配当金	4,365	2
保険解約返戻金	7,568	—
その他	5,991	28,374
営業外費用	2,094	6,359
支払利息	2,052	5,601
その他	41	757
経常損失 (△)	△108,315	△100,057
特別利益	15,392	441,701
関係会社株式売却益	—	438,251
残余財産分配金	15,392	—
その他	—	3,449
特別損失	2,399	2,771,622
固定資産除却損	—	3,367
減損損失	2,399	75,984
債権売却損	—	1,350,171
関係会社株式売却損	—	462,903
関係会社債権放棄損	—	742,579
その他	—	136,617
税金等調整前当期純損失 (△)	△95,322	△2,429,978
法人税、住民税及び事業税	27,187	600,107
法人税等調整額	△2,967	2,419,326
法人税等合計	24,219	3,019,433
当期純損失 (△)	△119,542	△5,449,412
親会社株主に帰属する当期純損失 (△)	△119,542	△5,449,412

計算書類

貸借対照表

(単位：千円)

科目	第26期 2022年3月31日現在	(ご参考) 第25期 2021年3月31日現在
資産の部		
流動資産	1,264,306	1,053,297
現金及び預金	772,720	766,310
前渡金	17,193	—
短期貸付金	131,074	265,111
関係会社短期貸付金	22,274	—
未収還付法人税等	282,497	—
その他の流動資産	38,547	21,874
固定資産	390,814	1,365,531
投資その他の資産	390,814	1,365,531
投資有価証券	54,434	49,346
関係会社株式	257,216	256,216
長期貸付金	24,831	1,056,468
関係会社長期貸付金	39,832	—
その他の投資等	26,439	15,439
貸倒引当金	△11,939	△11,939
資産合計	1,655,121	2,418,829

科目	第26期 2022年3月31日現在	(ご参考) 第25期 2021年3月31日現在
負債の部		
流動負債	12,610	692,600
未払金	5,557	6,847
未払法人税等	1,853	644,419
預り金	141	99
その他の流動負債	5,057	41,233
固定負債	10,033	6,753
退職給付引当金	1,904	1,798
繰延税金負債	2,555	311
その他の固定負債	5,572	4,644
負債合計	22,643	699,354
純資産の部		
株主資本	1,625,282	1,716,527
資本金	1,703,719	1,678,694
資本剰余金	7,541,733	7,516,708
資本準備金	5,981,566	5,956,541
その他資本剰余金	1,560,167	1,560,167
利益剰余金	△7,619,802	△7,478,507
その他利益剰余金	△7,619,802	△7,478,507
繰越利益剰余金	△7,619,802	△7,478,507
自己株式	△367	△367
評価・換算差額等	5,790	2,946
その他有価証券評価差額金	5,790	2,946
新株予約権	1,405	—
純資産合計	1,632,478	1,719,474
負債・純資産合計	1,655,121	2,418,829

損益計算書

(単位：千円)

科目	第26期 2021年4月1日から 2022年3月31日まで	(ご参考) 第25期 2020年4月1日から 2021年3月31日まで
売上高	23,400	28,366
売上総利益	23,400	28,366
販売費及び一般管理費	213,139	214,106
営業損失 (△)	△189,739	△185,740
営業外収益	26,240	72,578
受取利息	21,207	54,574
受取配当金	4,362	—
雑収入	671	18,003
営業外費用	26	2,588
支払利息	26	2,542
雑損失	—	46
経常損失 (△)	△163,526	△115,751
特別利益	15,392	33,449
関係会社株式売却益	—	29,999
残余財産分配金	15,392	—
その他	—	3,449
特別損失	1,438	2,306,589
減損損失	1,438	8,717
関係会社株式売却損	—	480,455
関係会社株式評価損	—	399,359
債権売却損	—	1,350,171
その他	—	67,884
税引前当期純損失 (△)	△149,571	△2,388,890
法人税、住民税及び事業税	△8,276	609,356
法人税等調整額	—	△1,382,551
法人税等合計	△8,276	△773,194
当期純損失 (△)	△141,295	△1,615,695

監査報告

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2022年5月27日

株式会社R V H
取締役会 御中

HLB Meisei有限責任監査法人

東京都中央区
指定有限責任社員
業務執行社員
指定有限責任社員
業務執行社員
公認会計士 武田 剛
公認会計士 町出 知則

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社R V Hの2021年4月1日から2022年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社R V H及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
 - ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
 - ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
 - ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
 - ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
 - ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。
- 監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。
- 監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2022年5月27日

株式会社R V H
取締役会 御中

HLB Meisei有限責任監査法人

東京都中央区
指定有限責任社員
業務執行社員
指定有限責任社員
業務執行社員
公認会計士 武田 剛
公認会計士 町出 知則

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社R V Hの2021年4月1日から2022年3月31日までの第26期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2021年4月1日から2022年3月31日までの第26期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人HLB Meisei有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人HLB Meisei有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年5月27日

株式会社R V H 監査役会

社外常勤監査役 稲嶺和盛 印

監査役 益田倫孝 印

社外監査役 小菅章太郎 印

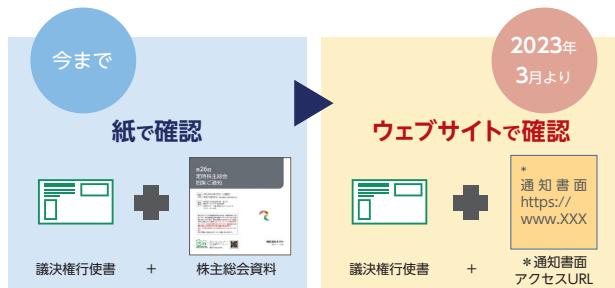
以 上

(お読みください)

会社法改正により

2023年3月以降の株主総会より

株主総会資料はウェブサイトでの確認となります。



今まで

紙で確認



議決権行使書 + 株主総会資料

2023年
3月より

ウェブサイトで確認



議決権行使書 + *通知書面
アクセスURL

主な
変更点

通知書面が送付されます

ウェブサイトへのアクセス方法を記載した
招集通知「通知書面」をお送りします。

株主総会資料の全文はウェブサイトアクセスすることで確認できます。

※議決権行使書面は原則、今まで通りお送りします。

- 株主総会資料とは
株主総会参考書類、事業報告、監査報告、計算書類、連結計算書類を指します。
- 通知書面とは
議決権を有する株主様を対象にアクセスURLを記載した通知書面をお送りします。
- 発行会社の意向により電子提供制度開始後も株主総会資料を书面でお送りする場合があります。
- 本制度は投資法人も対象に含みます。
- 株主優待や配当金等は本制度の対象に含まれません。

会社法
改正
スケジュール

2022年
8月31日まで
制度周知期間

2022年
9月1日
書面交付請求
受付開始

2023年6月の株主総会
電子提供制度対応
通知書面を送付

インターネットのご利用が困難な株主様へ

2023年において書面提供をご希望の場合、
2023年3月31日までに**お手続き*が必要**です。

*書面交付請求

株主総会資料を従来どおり書面で受領するためのお手続き
です。

Q 「書面交付請求」とは？

A インターネットを利用することが困難な株主様を保護するためのお
手続きです。

お申し出いただいた株主様には株主総会資料を書面でお送りします。
なお、書面交付請求を行わなくても、URL等を記載した通知書面はお
送りします。

Q 「書面交付請求」の受付期限は？

A 株主総会の基準日までにお申し出が必要です。

Q お手続き方法は？

A 証券会社にお申し出の場合は、保有銘柄の口座を開設している証券会
社へお問い合わせください。

株主名簿管理人にお申し出の場合は、書面での受領を希望される銘柄
ごとに申し出書面のご提出が必要です。

! 一連のお手続きには費用がかかる場合があります。
なお、書面交付請求は一定期間経過後に失効することがあります。

書面交付請求手続きに関するお問い合わせ先

三井住友信託銀行 証券代行部

0120-533-600

受付時間 9:00~17:00(土・日・休日を除く)

ぜひQ&Aもご利用ください。

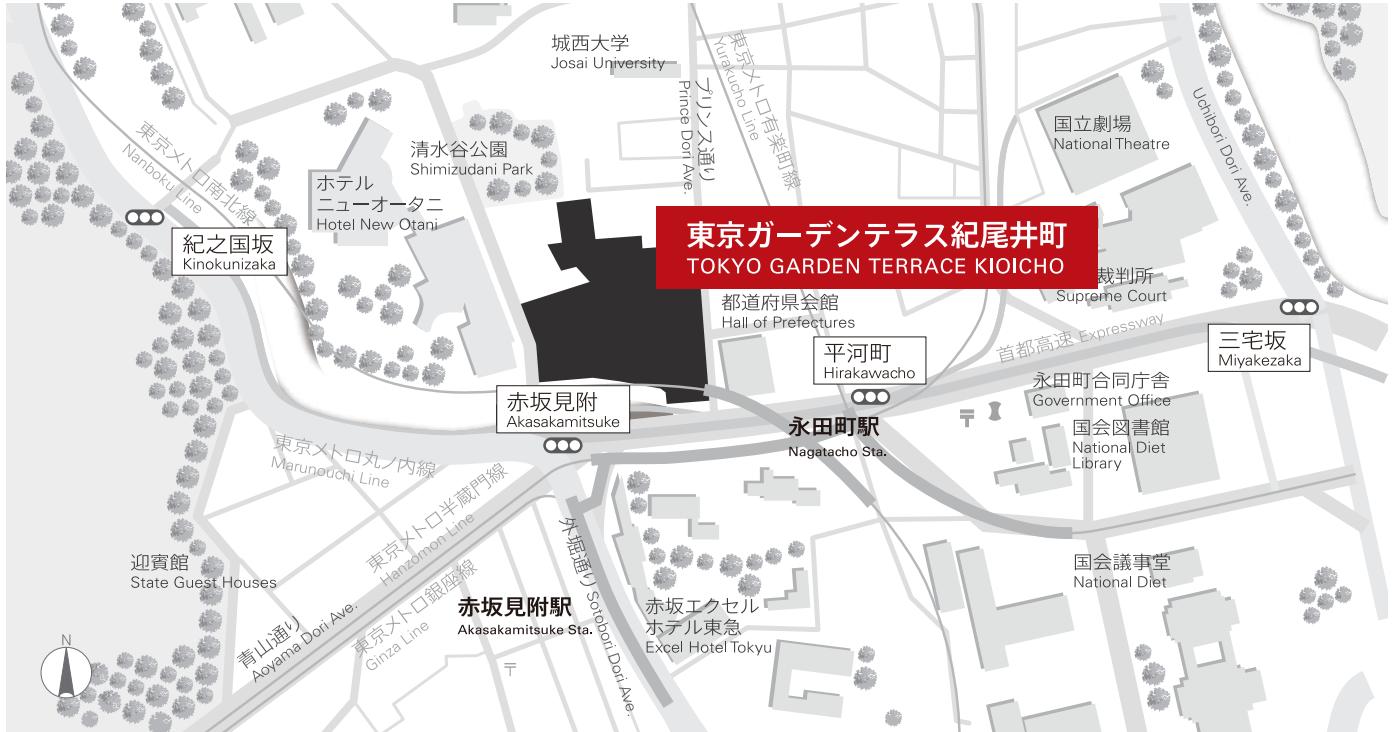
<https://www.smb.jp/personal/procedure/agency>



会場

紀尾井カンファレンスセミナールームB

東京都千代田区紀尾井町1-4 東京ガーデンテラス紀尾井町 紀尾井タワー4階



交通のご案内

最寄駅からのアクセス方法については、スマートフォンでQRコードを読み取りください。※お車での来場はご遠慮いただき、公共交通機関にてご来場ください。

東京メトロ

有楽町線

半蔵門線

南北線

「永田町」駅 9a出口 直結

東京メトロ

銀座線

丸ノ内線

「赤坂見附」駅 D出口 徒歩1分



UD FONT



証券コード6786

2022年6月7日

株主各位

東京都港区赤坂二丁目13番5号

株式会社 R V H

代表取締役社長 和田 佑一

第26回定時株主総会招集ご通知の一部訂正について

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

当社「第26回定時株主総会招集ご通知」の記載事項に訂正すべき点がございましたので、謹んでお詫び申し上げますとともに、下記の通り訂正させていただきます。

なお、訂正箇所には下線を付しております。

敬 具

記

1. 第26回定時株主総会招集ご通知 5、6ページ

株主総会参考書類

第1号議案 定款一部変更の件 2 変更の内容

<訂正前>

<u>現 行 提 案</u>	変 更 案
----------------	-------

<訂正後>

<u>現 行 定 款</u>	変 更 案
----------------	-------

2. 第26回定時株主総会招集ご通知 19ページ

事業報告 2 会社の現況 (3) 会社役員の状態

①取締役及び監査役の状態 (2022年3月31日現在)

(注) 2. 3. 4.

<訂正前>

① 取締役及び監査役の状態 (2022年3月31日現在)

常勤監査役	<u>益 田 倫 孝</u>	株式会社上武 監査役 株式会社ソアシステム 監査役
監査役	<u>稲 嶺 和 盛</u>	東京M&Aコンサルティング株式会社 代表取締役

(略)

2. 監査役稲嶺和盛氏、小菅章太郎氏は、社外監査役であります。
3. 監査役小菅章太郎氏は、税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
4. 当社は、社外取締役及び社外監査役の全員を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

<訂正後>

① 取締役及び監査役の状況 (2022年3月31日現在)

常勤監査役	<u>稲 嶺 和 盛</u>	<u>東京M&Aコンサルティング株式会社 代表取締役</u>
監査役	<u>益 田 倫 孝</u>	<u>株式会社上武 監査役</u> <u>株式会社ゾアーシステム 監査役</u>

(略)

2. 常勤監査役稲嶺和盛氏、監査役小菅章太郎氏は、社外監査役であります。
3. 当事業年度中の監査役の異動は次のとおりであります。

<u>氏名</u>	<u>異動前</u>	<u>異動後</u>	<u>異動年月日</u>
<u>稲 嶺 和 盛</u>	<u>監査役</u>	<u>常勤監査役</u>	<u>2021年10月26日</u>
<u>益 田 倫 孝</u>	<u>常勤監査役</u>	<u>監査役</u>	<u>2021年10月26日</u>

4. 監査役小菅章太郎氏は、税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
5. 当社は、社外取締役及び社外監査役の全員を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

以 上